資料２

地域型保育事業の認可基準について（案）

１．地域型保育事業の概要

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしています。

また、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満３歳未満の子どもであることを踏まえ、認定こども園、保育所に加え、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充も併せて、待機児童の解消を図っていくこととされています。

【地域型保育事業の類型】

類 型	内 容	事業主体
①小規模保育 （定員 ６人～１９ 人）	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施。保育を目的とした様々なスペースで行う。 ・Ａ型（保育所分園に近いもの） ・Ｂ型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの） ・Ｃ型（家庭的保育に近いもの）	民間事業者等
②家庭的保育 （定員 ５ 人以下）	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施。保育者の居宅その他の場所で保育を行う。	市町村・民間事業者等
③事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。	事業主等
④居宅訪問型保育	保育を必要とする子の居宅において、１対１を基本とするきめ細かな保育を実施する。いわゆるベビーシッター。（主に、特別なケアが必要な子の保育や、保護者の夜間勤務などに対応）	市町村・民間事業者等

２．地域型保育事業の認可基準について

地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、

①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める

②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする

としています。

また、地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要があります。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方をとること。）した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

３．基準案の概要

①小規模保育

<table>
<tr><th>項目</th><th>A型
（保育所分園に近い類型）</th><th>B型
（AとCの中間型）</th><th>C型
（家庭的保育に近い類型）</th><th>輪島市の考え方</th></tr>
<tr><td>職員数
従うべき基準</td><td>保育所の配置基準＋１名</td><td>保育所の配置基準＋１名</td><td>０～２歳児　３：１
（補助者を置く場合　５：２）</td><td rowspan="7">国の基準を輪島市の基準とする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資格
従うべき基準</td><td>保育士</td><td>１/２以上保育士</td><td rowspan="2">家庭的保育者</td></tr>
<tr><td colspan="2">※０～２歳児を４人以上受け入れる場合、保健師又は看護師を１人に限り保育士としてカウントできる</td></tr>
<tr><td>設備・面積
参酌すべき基準</td><td colspan="2">０歳児・１歳児　１人当たり　３.３　㎡
２歳児　１人当たり　１.９８㎡</td><td>０歳～２歳児
１人当たり　３.３　㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">給食
参酌すべき基準</td><td colspan="3">方法･･･自園調理（調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入可）平成３１年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。</td></tr>
<tr><td colspan="3">設備･･･通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める。
外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存などの調理機能を求める。</td></tr>
<tr><td colspan="3">職員･･･調理員（調理業務の委託、連携施設などからの搬入の場合は不要）</td></tr>
</table>

※家庭保育者とは、必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者。家庭的保育補助者とは、必要な研修を修了し、市長が認める者。

上記以外に、耐火基準や連携施設、その他の項目がありますが、国の基準に沿いたいと考えます。

②家庭的保育、③事業所内保育、④居宅訪問型保育

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">②家庭的保育</th><th colspan="2">③事業所内保育</th><th rowspan="2">④居宅訪問型保育</th></tr>
<tr><th>定員２０名以上</th><th>定員１９人以下</th></tr>
<tr><td>職員数
従うべき基準</td><td>０～２歳児　３：１
家庭的保育補助者を置く場合　５:２</td><td>常時２人以上
０歳児　３：１
１・２歳児　６：１</td><td>０歳児　３：１
１・２歳児　６：１＋１人</td><td>０～２歳児　１：１</td></tr>
<tr><td>資格
従うべき基準</td><td>家庭的保育者
（＋家庭的保育補助者）</td><td>保育士</td><td>小規模保育Ａ型・Ｂ型の基準と同様</td><td>必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者</td></tr>
<tr><td>設備・面積
参酌すべき基準</td><td>０～２歳児
１人当たり 3.3 ㎡</td><td>０・１歳児
乳児室　１人当たり　１.６５㎡
ほふく室　１人当たり　３.３ ㎡
２歳児
保育室　１人当たり　１.９８ ㎡</td><td>０・１歳児
乳児室又はほふく室
１人当たり３.３ ㎡
２歳児
保育室　１人当たり　１.９８ ㎡</td><td>保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、設定なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">給食
参酌すべき基準</td><td colspan="3">方法･･･自園調理（調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入可）平成３１年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。</td><td rowspan="3">方法等
保育者による調理・食事の提供は、行わないことを基本とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">設備･･･通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める。
外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存などの調理機能を求める。</td></tr>
<tr><td colspan="3">職員･･･調理員（調理業務の委託、連携施設などからの搬入の場合不要）
３人以下の場合保育補助者で対応可。</td></tr>
</table>

上記以外に、耐火基準や連携施設、その他の項目がありますが、国の基準に沿いたいと考えます。